

斑鳩町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

斑鳩町教育委員会

目 次

1 計画の趣旨・現状	1
2 目標	3
3 計画の期間	3
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

| 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が、課題となっている。

このため、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に發揮して、意欲的に児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等が目指す理念の実現に向けて、よりよい教育を行うことが求められている。

こうした状況のなか、本計画は、斑鳩町立学校の教育職員に係る公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に規定する教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画として策定するものである。

(2) 本町の現状

本町では、令和5年9月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「斑鳩町立学校に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【表1】令和6年度における各小中学校の時間外在校等時間の状況

(町立小学校)

町立小学校	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
時間外在校等時間 (全教育職員の平均)	33 時間 33 分	33 時間 47 分	33 時間 12 分	21 時間 00 分	1 時間 12 分	24 時間 35 分	30 時間 23 分

町立小学校	11月	12月	1月	2月	3月	まとめ	(平均)
時間外在校等時間 (全教育職員の平均)	27 時間 58 分	21 時間 20 分	21 時間 30 分	24 時間 46 分	20 時間 33 分	24 時間 29 分	

(町立中学校)

町立中学校	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
時間外在校等時間 (全教育職員の平均)	66 時間 41 分	70 時間 22 分	72 時間 34 分	57 時間 46 分	22 時間 06 分	71 時間 39 分	64 時間 25 分

町立中学校	11月	12月	1月	2月	3月	まとめ	(平均)
時間外在校等時間 (全教育職員の平均)	57 時間 38 分	48 時間 09 分	48 時間 20 分	51 時間 18 分	57 時間 17 分	57 時間 21 分	

町立小学校においては、時間外在校等時間の縮減が見られるものの、町立中学校においては、全教育職員の平均時間外在校等時間が45時間を超えており、時間外在校等時間の縮減に向けた更なる取組が求められる状況となっている。

2 目 標

本計画において達成を目指す目標は、次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町においては、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【I 学校以外が担うべき業務】

○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(3分類①関係)

- ① 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ② 学校安全ボランティアによる通学路の見守り活動を推進する。

○ 放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(3分類②関係)

- ① 放課後から夜間における見回りについては、警察や斑鳩町青少年問題協議会が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは、原則として、行わないこととする。
- ② 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○ 学校徴収金の徴収・管理(3分類③関係)

- ① 学校徴収金について、徴収業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

○ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(3分類④関係)

- ① 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域と学校の橋渡し役として、地域学校協働活動推進員を委嘱し、学校と地域との連絡調整を地域学校協働活動推進員が中心となって行うことができる体制づくりを図る。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(3分類⑤関係)

- ① 不当あるいは悪質な苦情等に対しては、本町の「斑鳩町行政サービスの利用者等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)に関する対応指針」に基づき、組織的に対応することとする。
- ② 法的な相談が必要になった場合は、本町の顧問弁護士に、教育職員等から相談できる体制を整備し、その対応にあたることとする。

【Ⅱ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

○ 調査・統計等への回答(3分類⑥関係)

① 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(3分類⑦関係)

① 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画する体制づくりを図る。

○ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(3分類⑧関係)

① 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等が中心となって行いつつ、民間事業者への委託を検討する。

○ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理(3分類⑨関係)

① 学校プールの管理については、内容に応じて、民間事業者への委託を検討する。

○ 校舎の開錠・施錠(3分類⑩関係)

① 職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない体制づくりを図る。

○ 児童生徒の休み時間における安全への配慮(3分類⑪関係)

① 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

○ 校内清掃(3分類⑫関係)

① 学級担任等の教育職員は、児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の

輪番等による負担軽減を促進する。

○ 部活動(3分類⑬関係)

- ① 令和8年度から、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。また、平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

【Ⅲ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

○ 給食の時間における対応(3分類⑭関係)

- ① 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ② 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

○ 授業準備((3分類⑮関係))

- ① 授業準備等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。

○ 学習評価や成績処理(3分類⑯関係)

- ① 校務支援システムの機能や自動採点技術等デジタル技術を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○ 学校行事の準備・運営(3分類⑰関係)

- ① 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教育職員と事務職員及び教員業務支援員との協働を促進する。

○ 進路指導の準備(3分類⑯関係)

- ① 生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教育職員と事務職員及び教員業務支援員との協働を促進する。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(3分類⑰関係)

- ① 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援介助員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待されるときには、これらの人才と教育職員との協働を促進する。
- ② 町費によるスクールカウンセラーを配置し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ③ 不登校児童生徒への対応にあっては、「斑鳩町子どもと親のフリースペースくるむ」の機能強化等による効果的な支援を促進する。
- ④ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する会議等を開催することにより、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ② 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③ 保護者連絡システムの活用による文書配布等デジタル技術の活用により、校務を効率化する。
- ④ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ② 50人未満の学校も含め、ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ③ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ④ 年次有給休暇についてまとまった日数連續して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑤ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ① 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握する。
- ② 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員が

いる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ③ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ④ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ⑤ 教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などについて、町長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。
- ⑥ 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。
- ⑦ 取組の着実な実行を図るため、町立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、町ホームページで公表することとする。